

平成17年11月11日(金)

企業会計審議会
第13回監査部会会議録

於 金融庁特別会議室
(中央合同庁舎第4号館9階)

金融庁総務企画局企業開示課

午前10時00分 開会

○山浦部会長 おはようございます。若干名、委員の方で遅れておいでの方がいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので、これより第13回監査部会を開催いたします。

皆様には、ご多忙のところご参集頂きまして誠にありがとうございます。

なお、本日、部会も企業会計審議会の議事規則にのっとりまして公開することとしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山浦部会長 ありがとうございます。

それでは、公開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

前回の部会、10月20日におきまして、「監査基準及び中間監査基準の改訂に関する意見書並びに監査に関する品質管理基準の設定に係る意見書」についてご了承頂きました。その後、10月28日に開催されました企業会計審議会の総会におきまして、意見書につきまして私の方から説明をさせて頂き、審議の末、了承されました。了承されました意見書は皆様の机の上に置かせて頂いております。ご参照頂ければと思います。

また、10月28日の企業会計審議会総会に先立ちます10月25日には、金融庁と公認会計士・監査審査会から「適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について」が公表されております。ただいま申し上げました意見書に係る内容なども盛り込まれておりますので、公表されました対応策につきまして、事務局から説明をして頂きたいと存じます。

それでは事務局、お願いします。

○池田企業開示課長 それでは、お手元に資料2としまして、今、部会長からありました10月25日に金融庁と公認会計士・監査審査会と連名で公表いたしました発表文の現物をお配りしております。公認会計士監査を巡りまして、最近の非違事例等を踏まえまして、私どもとして監査の信頼を揺るがしかねない事態が生じているという認識の下、厳正な会計監査の確保、そうしたものを通じた適正なディスクロージャーの確保に向けて、現時点でとり得るものについてはできるだけ速やかに実施に移そうということで発表をさせて頂いたものでございます。

中身は、4つの項目から成っております。

1番目の項目は、項目にありますように、4大監査法人に対する早急な検査等の措置ということでございまして、我が国の監査に対する信頼を揺るがさないということで、とりわけ公開企業等の多くを監査をしている4大監査法人に対して、日本公認会計士協会による品質管理レビューを実施し、それに基づき順次公認会計士・監査審査会の検査を実施しようということで

ございます。このため、日本公認会計士協会の方でも予定を繰り上げて品質管理レビューの作業が進められると承知をしておりまして、公認会計士・監査審査会の方でも精力的な審査、検査の作業が進められると承知しております。

(3)の最後のところに書いてございますけれども、こうした4大監査法人に対する検査等が一巡した段階では、4大監査法人における監査の品質管理の全般的な実態について取りまとめ公表するという事も合わせて発表されているところでございます。

2ページ目の2のところですが、公認会計士に係るローテーションルールについても掲げてございます。

ご案内のとおり、現在の公認会計士法では、監査期間7年でインターバルが2年というもの一般的なローテーションのルールになってございますが、4大監査法人の主任会計士の方におかれては、今後、継続監査期間5年、インターバル5年という形で、米国並みあるいは欧州の国でも同様のルールをとっている国があると思っておりますが、そうしたものと整合性のとれた対応を行っていくためのルール整備を日本公認会計士協会の方にお願いをしたところでございます。

それから、3番目が当部会の関係の事項でございますけれども、これは25日の段階の発表文でございましたので、品質管理基準について速やかに策定・公表を行うということをご述べて頂いております、これを受けて、各監査法人において来年3月までに品質管理システムの整備を行って頂くということをご明記させて頂いたところでございます。

また、リスク・アプローチの適用に関する監査基準の改訂についても言及をさせて頂いております。

4番目は、当審議会の関係では、むしろ内部統制部会の方の関係でございますが、財務報告に係る内部統制の整備に関する企業会計審議会における基準等の検討作業を加速するという事、それからこれを踏まえて評価及び監査に関する制度面の整備についても検討を進めるということを書かせて頂いたところでございます。

資料の内容は、以上でございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、次に、前回の部会でもご説明させて頂きましたように、今回の部会からは、前々回の部会に引き続き、四半期レビューのあり方に関しましてご審議を頂きたいと存じます。前々回

の部会では、四半期レビューを巡る現在の状況やマザーズ、上場企業等の四半期財務諸表に対する意見表明業務に係る日本公認会計士協会の研究報告、国際レビュー基準及び米国レビュー基準の概要等についてご紹介頂いた後に、意見交換を行って頂きました。

その際のご意見にもありましたけれども、四半期レビューのあり方を検討していくに当たっては、四半期財務諸表を作成するための会計基準の検討がどのようになっているかということについての理解が不可欠であります。

本日は、四半期会計基準の検討状況につきまして、検討を行っておられます企業会計基準委員会、ASBJと略称しておりますけれども、企業会計基準委員会から石井常勤委員と新井専門研究員にお越しを頂いておりますので、ご説明を頂きたいと存じます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○石井参考人 企業会計基準委員会の石井でございます。

本日は、企業会計基準委員会の四半期会計基準の審議状況についてご報告をさせて頂きたいと思えます。

6月28日に金融審議会第1部会ディスクロージャー・ワーキング・グループの報告が出てございまして、これを受けまして企業会計基準委員会では、専門委員会を立ち上げて審議をしているところでございます。現在までに、8回ほど専門委員会を開催しております。

検討に際しては、ディスクロージャー・ワーキング・グループの報告にもございましたように、45日以内の開示、レビューの導入、半期報告制度を廃止し、四半期報告書に統一すると、こういったことを前提において検討しているわけでございます。

各論点の審議においては、実績主義というものを基本に審議を行っております。

現在のところは、各論点につきまして、一巡をし、意見が分かれているところについてこれからまた審議をしていく予定となっております。

今後の予定でございますが、年末には論点整理というものを公表し、一般からコメントを募集するというような予定を立てておりまして、また、春ごろには会計基準と適用指針の公開草案を公表すると。それから、来年の年央には最終成果物である会計基準、あるいは適用指針というものを公表したいというふうに考えているところでございます。

それでは、資料の具体的な内容につきましては、当委員会の事務局の責任者でございます新井専門研究員からご報告をさせて頂きたいと思えます。

○新井参考人 専門研究員の新井です。よろしくお願いいたします。

では、お手元の資料、資料番号の3-1、3-2、3-3、3-4を使いましてご説明申し

上げたいと思います。

今、石井の方から検討の方法、検討に当たっての前提につきましては説明いたしましたので、現時点までの専門委員会での議論のポイントを中心にご説明申し上げたいと思います。

資料3の1の中の、3. 現時点までの専門委員会での議論のポイントというところで、①、②、③という形で入っているところに、資料番号が【資料3：1～4頁】というところについて、これは資料3-4でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料の関係について若干ご説明申し上げますと、今申し上げました資料3-4をご覧頂きたいと思います。

この資料3-4につきましては、ASBJの四半期会計基準専門委員会での議論を踏まえて作成をしているものでございまして、当委員会で5回に分けて説明したものをまとめたものでございます。

論点が一番左側でございますが、これはできるだけ幅広に取り上げるということで、会計基準並びにそのガイドラインであります適応指針に必ずしも馴染まないものも一応論点として掲げて整理をしているという部分がございます。これはまた後ほどご説明申し上げます。また、検討の方向性につきましては、専門委員会での議論をベースに作成しております。そして、その隣の会計基準／適用指針／その他という点につきましては、将来、四半期財務諸表作成基準をつくり上げていく際に、会計基準で定めるものとガイドラインで記載するものを振り分ける目安として記載しているものでございます。一番右側の備考につきましては、意見が分かれている点ですとか、もしくは専門委員会でいろいろ案を提示する形をとっている中で支持のなかった案を記載しております。

先ほど申し上げましたように、論点を幅広く記載をしてございまして、その関係で、2点ほどご覧頂きたい点がございます。例えば8ページをご覧頂きたいと思います。資料3-4の8ページでございます。8ページのところの一番下でございますが、四半期会計基準の中に、連結財務諸表作成会社は、個別財務諸表の作成・公表は必要ないと定めるべきかどうかという点をここでは論点として掲げております。しかし、この論点につきましては、開示情報の制度設計にかかわる話であり、会計基準マターではないという整理をしております。

また、同様に、11ページをご覧頂きたいと思います。四半期の情報開示という観点から、第1四半期、第2四半期、第3四半期という形で開示した場合に、当然その第4四半期も議論の俎上に上るということでございますが、この点につきましては、年度財務諸表で開示を求めるかどうかというような話でございますので、この四半期会計基準上での検討対象ではないとい

う整理をさせて頂いております。

というような形で、この論点のところにつきまして、非常に幅広に取り上げているということをご留意頂ければと思います。

それでは、具体的に今までどういう検討をしているかという点につきまして、資料3-1をベースにご説明申し上げます。

まず最初に、四半期財務諸表の性格についてでございます。

この点は、今ご覧頂きました資料の3-4の1ページから4ページにかけても記載をしておりますが、今までの当専門委員会並びに委員会での審議を踏まえますと、実績主義を基本とするが、経済的実態をより適切にあらわすものについては四半期特有の会計処理として認める方向で検討しております。

具体的な検討項目といたしましては、原価差異の繰延処理と後入先出法の売上原価の修正の2点でございます。これらにつきましては、中間財務諸表作成基準の改訂時におきましては、恣意的な判断の介入の余地が大きく実務基準としては望ましくないという理由で、営業費用の繰延処理等とともに禁止をされたという経緯がございます。

しかし、四半期開示におきましては、中間財務諸表以上に売上原価が操業度等により大きく変動いたしまして、売上高と売上原価の対応関係が適切に示されない可能性もある。そこで、売上原価にかかわる2点につきましては、例外的に認める方向で検討しております。

ただ、より厳密に申し上げますと、原価差異につきましても、原価計算期末までにほぼ解消する見込みのあるもの、また後入先出法の売上原価修正も期末までに数量の組み込み部分が明らかに補充される場合に限る方向で行うような意見も出されております。

続きまして、2点目ですが、四半期財務諸表の構成でございます。

この点につきましては、金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループの報告書において示されております、四半期損益計算書、四半期貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書でよいのかどうかということでございます。と申しますのは、株主資本等の変動に関する情報については、会社法制定に伴いまして、現在ASBJの方で株主資本等変動計算書というものを検討しております、現在、公開草案を公表しております。年内に基準化を予定しておりますが、この財務諸表を含めるのかどうか。もしくは株主資本等に重要な変動があった場合には、その内容を注記情報として開示を求めるのかどうかという点について検討しております。

3点目が、開示の適時性や迅速性という観点から、どのような点について簡便的な処理が認

められるべきかということでございます。この点は、当然に投資者の投資判断を誤らせない範囲内という前提になりますが、具体的に、現在検討を進めている点につきましては、資料3-1の2ページをご覧くださいと思います。

2ページの上に掲げてございますけれども、①一般債権・貸倒懸念債権の貸倒見積高、②棚卸資産に関する低価法採用会社における評価損の算定方法、③固定資産の減価償却費の算定において合理的な予算制度の採用、④連結財務諸表作成における未実現利益の消去方法などのような点を中間財務諸表の作成よりも簡便的な処理として認める形で検討しております。

次に、季節変動性の点についてであります。季節変動性の開示につきましては、注記情報として定性的な説明を行うとともに、四半期財務諸表では前年同期比較を記載する方向で検討を進めております。

次に、5点目といたしまして、適時開示のための大きな検討ポイントであります注記情報の開示についての基本的なスタンスでございます。この点につきましては、過去に開示されております情報は、情報通信技術の発達によりまして容易に入手できる状況になっていることを踏まえまして、財務諸表利用者は当該企業の直前の年度財務諸表や四半期財務諸表を入手できるという前提に立ちまして、直前の年度財務諸表等の注記項目で重要な変動がないものは、一部の項目を除き記載を省略できるという形にいたしまして、企業の財政状態や経営成績並びにキャッシュ・フローの状況を理解する上で、重要な事項に限定して開示を行うという方向で検討しております。

なお、ここで、「一部の項目を除き」という部分でございますが、省略できないものとしては、「継続企業の前提に疑義がある場合」の注記などを考えております。

次に、金融審議会のディスクロージャー・ワーキング・グループの報告書の中でも明示されておりますセグメント情報の関係でございますが、この点につきましては、投資判断に必要な詳しさが求められているということを踏まえまして、中間連結財務諸表と同様に、事業の種類別セグメント情報、地域別セグメント情報、海外売上高というものを開示する方向で検討しております。

また、セグメント別資産情報につきましては、現行の中間連結財務諸表作成基準では求められておりませんが、国際的な基準では重要な変動があった場合には開示することが求められていますので、昨今のM&A等々を踏まえまして、直前事業年度末のセグメント別資産金額に重要な変動があった場合に、その事実の開示を求めるかどうかという点について検討を進めております。

次に、7点目といたしまして、意見の分かれている主な論点について簡単にご説明申し上げます。

まず、四半期財務諸表の構成関係では、株主資本等変動計算書の取り扱いでございます。先ほどご説明申し上げましたように、財務諸表の1つとして位置づけるのか、株主資本等に重要な変動があった場合に、注記情報として開示を求めるのかという点でございます。

2点目が、損益計算書の開示方法でございます。この点につきましては、年間の業績見直しに対する達成度ということで、累計情報のみでよいのか、当該3カ月における収益動向の変化点を見るということからしますと、3カ月情報も重要だというのが利用者サイドからも強いニーズでございますので、累計情報に加えて3カ月情報も開示を求めていくのかという点を議論しております。

なお、この点につきましては、「1株当たり利益」ですとか、「セグメント情報」の開示にもかかわってくることでございます。

続きまして、3ページ目に移りますが、会計処理・表示の関係でございます。

この点につきましては、先ほど四半期特有の会計処理ということで、例外的な取り扱いを認める方向で検討しております原価差異の繰延処理の取り扱いにつきまして、これは強制適用にすべきなのか、会社の判断によるということで任意適用にすべきなのかという点について議論しております。

また、退職給付引当金につきましては、数理計算上の差異並びにその過去勤務債務の償却方法について、現行の中間財務諸表ベースにおきましても、例えば数理計算上の差異を翌事業年度に一括償却をするとした場合には、ある会社においては上半期に全額処理をする、また、ある会社は上期と下期で按分計算をするというような実務があるということでございまして、四半期になりますと、よりその辺について取り扱いを明確にしておく必要があるだろうということで、この辺についての議論をしております。

また、先ほど申し上げました四半期損益計算書における開示の仕方として、累計情報に加えて3カ月情報も開示するという点との関係では、棚卸資産についての総平均法ですとか、在外子会社等の為替換算、この点についても議論しております。

さらに、キャッシュ・フロー計算書の表示方法につきまして、できるだけ簡略化できないかということで、専門委員会の中では、例えば各活動別に1行での開示も許容されるのかどうかという意見もございまして、そういう点も含めて検討をしております。

次に、注記情報でございますが、この点につきましては、会計方針を基本的には変更する場

合には、第1四半期からということですが、第2四半期以降に変更した場合に、第1四半期にさかのぼって修正再表示をする必要があるのかどうかという点の議論をしております。

なお、ここでは現行の商法との関係を踏まえまして、過年度まで遡及しないということを前提に議論をしております。

また、重要な誤謬を発見した場合の取り扱いにおきましても、その誤謬の訂正ということで、遡及再表示の必要があるのかどうかという点についても議論しております。特に、この点につきましては、同一事業年度内の既に開示されております四半期財務諸表については、3カ月情報の開示をするということになりますと、その3カ月情報においては、例えば特別損益のような形に仮に計上するとして、一方で累計情報ではそういう形にはならないということにもなりますので、この3カ月情報と累計情報との整合性も含めて、遡及再表示するのかどうかという点について検討をしております。

この点につきましては、資料の3-3をご覧頂きたいと思えます。

時間の関係もございますので、簡単にご説明申し上げますが、リステートする場合のイメージということで示したものでございます。前提としては、累計情報と当該3カ月情報を開示した場合ということでございます。考え方は同じでございますので、(2)の当年度に発生した重要な誤謬について、誤謬の発生した四半期に遡及してリステートするかどうかという点をご覧頂きたいと思えます。

この例では、2005年の第3四半期に2005年の第1四半期に起因する重要な誤謬を発見したという場合でございます。その場合におきましては、2005年の第3四半期の累計情報におきましては、当該誤謬を修正して開示することになろうと思えます。

また、同時に3カ月情報につきましても、第3四半期を修正するという形にしますと、2005年の第3四半期の累計情報と、既に公表されております3カ月情報の第1四半期、第2四半期、今回公表する第3四半期の合計が合わなくなります。

さらに、比較情報という観点からですが、2006年の第1四半期の開示におきましては、比較開示期間である2005年の第1四半期については、既に前期に開示されたものから誤謬修正後の情報を開示する必要があるということになります。

したがって、リステートをするという形になった場合におきましては、いつの段階でこの2005年の第1四半期の情報、並びにその2005年の第2四半期も累計情報について修正が必要でございますので、タイミングの議論もあるということでございます。

並びに、一番下に掲げてございますが、リステートするという形になった場合には、監査人

サイドにおきまして、今ご検討頂いておりますレビューにつきましてどういうご対応をするのか。この点につきましては、レビュー報告書の書式にもかかわる話かなということで、ASBJの検討対象外ではございますが、一応ここには付記をさせて頂いております。

このようなイメージでございます。

引き続き、資料3-1にお戻り頂きまして、注記情報の関係につきましては、あともう1点意見が分かれている点としては、リース資産及び有価証券の注記という点がございます。リース資産につきましては、特に、レシーサイドにおける、所有権移転外ファイナンスリースについての注記について、重要な場合にのみ開示をすればよいのかどうかという点でございます。

次に、企業結合・事業分離の関係についての部分でも意見が分かれている点がございます。

1つは、持分プーリング法を適用した場合におきましては、企業結合日の属する事業年度の期首に企業結合が行われたと見なした連結財務諸表の作成が求められております。その関係で、企業結合日前に開示しております四半期財務諸表の取り扱いについても遡及再表示が必要なのかどうかという点でございます。利用者サイドからすれば、遡及再表示をぜひして頂きたいという意見もございます。

次に、もう1点は、企業結合・事業分離の注記情報について、年度と同じ情報を開示する必要があるのかどうかという点でございます。その中では、特にパーチェス法を適用した場合での「企業結合が期首に完了したと仮定したときの当期の連結損益計算書への影響の概算額」、いわゆるプロフォーマ情報、この点にも含めて検討をしております。

現時点までのASBJにおける専門委員会での検討状況は以上でございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様からご質問等がございましたらお願いしたいと存じます。どなたからでも結構でございます。どうぞ。

どうぞ、加藤委員。

○加藤臨時委員 現在、ASBJで検討されているこの四半期会計基準については、四半期の財務諸表をつくる基準ということで検討されていると思うんですが、その場合の、現在の間接財務諸表作成基準との関係についてお聞きしたいんですけども、この大前提としては、現在の間接財務諸表の作成基準はそのまま残るという前提でこの審議をされているんだと思うんですけども、場合によっては影響するようなものも出てくる可能性もあるんだと思うんですが、例えばこのリステートメントの話なんかは、場合によったらこの第2四半期にも影響してくると。この結論次第だと思うんですけども、そういうような場合には、中間財務諸表の作成基

準も場合によったら変える可能性もある。このリステートだけではなくて、ほかにももしそういうようなものが出てきた場合には、そういうこともあり得るという前提で審議されているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○山浦部会長 いかがでしょうか。

○新井参考人 では、今の点につきましてお答え申し上げます。

資料3-1の「検討に当たっての前提」にお示ししておりますように、現在の四半期財務諸表の作成基準の検討におきましては、中間財務諸表が第2四半期の四半期財務諸表に置き換わるという前提で検討をしております。

ただ、金融審議会のディスクロージャー・ワーキング・グループの報告書を見る限りにおきましては、上場会社を基本としてという形になっていきますので、上場会社以外の会社におきましては、引き続き半期報告書、中間財務諸表が存在するというような形になるのかなというイメージをしながら検討をしております。

したがって、現時点におきまして、私どもで中間財務諸表の作成基準自体について検討対象にしているという状況ではございません。

よろしいでしょうか。

○山浦部会長 加藤委員、よろしいですか。

○加藤臨時委員 はい。

○山浦部会長 どなたかほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ、黒川委員。

○黒川委員 資料3-4の2ページの最後の検討の方向性で出ているご意見の中で、実績主義を採用しつつ、一部に弾力的な取り扱いを認めた場合には、解釈の仕方によっては、予測主義とそれほど違わないのではないかという意見もあると。このご意見について、どのような点でこういうご意見が出ているのか、もう少し詳しくお話しして頂きたいというのが1点。

それから、今の加藤委員のご質問に関連しますが、今日ご説明頂いたところだと、現行の中間の会計基準よりも、さらに簡便的などというふうなふうに聞こえたんですけども、そうすると非上場の場合には、現行の中間会計基準が存在する。それで、上場会社についてはこちらに移行すると。その第2四半期だけ見れば、しかもその累積だけ見れば、より簡便的になるのかどうか。その辺、どのように解釈したらいいかを教えて頂きたいと思います。

○山浦部会長 新井参考人、いかがでしょうか。

○新井参考人 では、最初の点についてまずご説明申し上げますと、実績主義を採用しつつ、

一部に弾力的な取り扱いを認めた場合、解釈の仕方によって予測主義とそれほど変わらないのではないかという意見につきましては、要は、四半期財務諸表の中で、中間財務諸表でもそうだと思いますけれども、年度財務諸表よりも見積もりの要素が非常に多くなるという点が1つございます。したがって、そういう点からしますと、見積もりという点をこの予測という点とどういうふうに考えるのかというのは人によって違う部分がありますけれども、意見としてあったことをそのまま記載をさせて頂いているということです。

補足させていただきますと、国際会計基準におきましても、以前、棚卸資産で、後入先出を認めているときには、この後入先出法についての売上原価の修正については、例外的に認めていました。国際会計基準の本文では、実績主義をとっていますと言いながら、その部分は許容していたというような状況もありました。また、実際に一番最近に四半期というか、インテリムリポーティングの会計基準を変更したカナダが、2000年に変えていますが、実績主義を採用しつつ、後入先出法での売上原価の修正や原価差異の繰延処理を認めるという形をとっているわけです。どこまでを認めるかという点については、非常に線引きは難しいところですが、経済的な実態より適切に開示するためというような話もございました。

2点目の点につきましては、非上場会社との関係で、どうこうという話は、今ASBJの専門委員会の中で議論はしておりません。ただ、公認会計士等のレビュー付きで45日以内での情報開示という点が1つございますので、そういう面からしますと、投資家のニーズとしてはよりタイムリーに企業の情報を開示してもらいたいということがございます。

その関係で、現行の中間財務諸表よりも簡便的な処理をどの程度認めることができるのか、そこを議論しているということで、先ほどお示ししました例示のところが1つでございます。あと注記情報につきましては、この辺は作成者サイドからしますと、非常に作業量が多いということでございますので、重要な変化があったものについて開示をして頂くという基本線で検討しています。その関係で、中間財務諸表と見比べますと、第2四半期については、一部そういう点で情報量の面では少なくなります、よりタイムリーに情報の開示がされるという形でイメージをしております。

以上でございます。

○山浦部会長 いかがですか。黒川委員。

○黒川委員 第2点については、承りました。

第1点について、もう少しよく……よくというか、わかりましたが、本日ご説明して頂いている具体的項目の中で、この辺がという、これ全部でしょうか、その予測値に近いというのは。

そうではないと思うんですけども、特にこの辺だということ、もう少しありましたら教えてください。

○新井参考人 先ほど申し上げました点は、あくまでもここでは検討の方向性で、2ページ目から3ページ目のところは専門委員会での意見ということで載せさせて頂いた部分、こういう考え方ができるのではないかとということで載せさせて頂いたものです。

それで、予測主義的な部分という面からしますと、今回、現行の中間財務諸表よりも取り扱いを改めたらどうかと考えている点としては、先ほど申し上げました原価差異の繰延処理のところと、後入先出法の売上原価の修正であります。それ以外は簡便的な処理というのが予測主義ということとの関係でどうなるかということですが、そこは必ずしも予測主義ということではなくて、作成者サイドの利便性と投資者の情報ニーズとのバランスを考えてという整理で考えております。

○山浦部会長 よろしいですか。

どなたかほかにご質問ございませんでしょうか。

○黒川委員 それではないようですので、もう1つ。

リステートメントは大変悩ましい問題だと思いますし、ASBJの方でご検討されていることは、これはごもっともだと思います。

そこでやはり確認でございますけれども、以前私も実証研究をしたことがあって、上半期、下半期、どこで会計方針を変更するかというような実証をしていますと、どうも変更の内容と上半期と下半期では何かある一定の傾向が見られたんです。要するに、下半期、ぎりぎり期末付近で変更するというのは、より会計学者の目から見ると何か怪しそうなものが多かったと。こういうことが過去において実証研究で、我々のグループでも出たことがありました。ただ、それは現在になってより厳しい監査が行われているのかもしれませんが、もし仮にそのような企業家の本質的な気持ちというものが変わっていないとすると、やはりこれはどこで変更するかということは、何か重要なイメージ、メッセージを含んでいる問題ではないかなと思っております。

そこで、第3四半期あたりで何か変更が行われたときに第1四半期からずっと修正するのかというときに、特に累計情報の問題、それから第1、第2という、あるいはその以前に報告されたこの四半期報告書の監査上の取り扱いが影響してくるんだろうと思うんですね。確定した監査なのか、あるいはそうではなくて、途中段階のものなので、当然それはもう一回見ているのかという、見て、ここで検討されているように、初めに戻ってもう1回会計処理を直したも

のもまたいいんですよと、こういうようなもの。

それから、第3番目は、これが第1、第2という、こういうようなものが本当に商法で言っているような確定したものなのかどうかという、それによって変更できるかどうかというところにも影響すると思うんです。

そこで、私が今日お伺いしたところでもなかなかわかりにくいところなんですけれども、今、私の疑問点についてもう少し詳しく教えて頂ければと思っております。

○山浦部会長 新井参考人、黒川委員のご質問に合わせまして、資料3-3にあります一番下にレビュー報告書との関係で、どういうご議論をそちらの方でされているのか。それもあわせて、今の黒川委員のご質問に可能な範囲でお答え頂ければ幸いですけれども。

○新井参考人 非常に難しいご質問を承ったわけですが、まず商法上、四半期云々という話はないということですので、特に商法を意識してということはASBJの議論の中ではしておりません。

例えば、今回の会社法で臨時決算というものも導入されるということですが、それについてもあくまでも分配可能利益をどうするかという場合の話でございますのでこの四半期の議論の中で、第1、第2、第3というところについて商法上でそれを確定したものとして見るかどうかという点の配慮は要らないのではないかと考えております。

また、この資料3-3の一番下の②のところについて、今ご質問頂きましたが、要は、例えば翌年になったときに、リステートした情報を過去の情報として出すということになりますと、その情報についてはレビューはなされたのかどうか。この辺はやはりある程度の情報の信頼性を持った上で開示をするということになると、現行というか、これからご検討される、このレビューの報告書の書式の部分にも関わると思います。過年度の部分についてもカバーしたような、今までの日本の監査報告書では、当該事業年度の部分だけの監査証明という形になっているかと思いますが、その辺を米国では、監査報告書でも過年度の部分も含めて、リステートされているということを念頭に置いてだと思っておりますけれども、過年度の部分も含めた形での報告書形式になっているということがありますので、リステートを求めるかどうかということは、これからASBJの中で引き続き検討していきますので、方向性はまだ明示はできないわけですが、仮にリステートを求めるとした場合には、過去の財務諸表について変更し、そしてそれが比較情報として出てくるという場合においては何らかの対応が必要なのではないかとということで、ここで②として掲げさせて頂いたということでございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

関委員、どうぞ。

○関委員 先ほど、四半期財務諸表は実績主義を基本とするということはこれでいいと思うんですが、経済実態をより適切に表すものについては特有の会計処理を認めるというのもこれでいいと思うんですけれども、具体的な検討項目というのは、原価差異の繰延処理と後入先出法の売上原価修正の2点だというお話があったんですが、私は大きな装置産業、電力とか鉄鋼ということに、あるいはほかの化学のようなものがあるのかどうか、この辺はちょっとわかりませんが、その大きなプラントの修繕のようなものをどう考えるのか。

これは四半期損益、私は鉄鋼業なんですが、鉄鋼業のような場合には、四半期損益というのは修繕があったかどうか、高炉の巻替があるとか、ホットストリップの大きな修繕があるとか、あるいは電力で言うと電力設備の定期修繕があるとかというのは、大きな損益変動になります。これが、いわばそういう装置産業については、操業度の変動と重なって、非常に説明がしにくくなるという実態があるわけですね。

私どもの会社の経営管理の世界では、それは引き当てているわけです。ですから、年度ぐらいではきちっと経営計画があって、それをベースに引き当てているわけです。

ですから、累積ということではかなりの確な経済実態をより適切に反映したものにだんだんなってくるわけですけれども、四半期それ自身にどういう意味を持たせるのかということになった場合には、引き当て処理のようなものをやはり検討することが必要なのではないかという実感を持っておりまして、ぜひそれは研究して頂きたいなと思います。鉄鋼業特有のことだけではないのではないかと。電力だとか、そういうこともあるんだと思うんですね。よろしく願いしたいと思います。

○山浦部会長 中間財務諸表の作成基準をつくる時の中でもそういった議論がありましたけれども、何か現時点で新井参考人の方から今の関委員のご意見について何かコメントありますでしょうか。

○新井参考人 その点も1つ重要な検討ポイントだと認識しております。

その点を検討していくに当たって、いわゆる営業費用の見越し、繰延、この辺とどういうふうな整理ができるのかとか、その辺も含めて整理をしていく必要があるだろうと考えております。

と申しますのは、先ほど来、黒川委員からご質問頂いた実績主義と予測主義との関係です。ベースを実績主義という形で考えておりますし、今、関委員からもお話しございましたけれども、実績主義を基本という形でよろしいのではないかというお話がございましたので、そうい

う点を踏まえて、どういうものを四半期特有の会計処理として認めるのか、何か合理的な線引きができるのかどうかというところで今検討を進めているところでございますので、ご意見拝聴いたしました。

○山浦部会長 関委員、よろしいでしょうか。

○関委員 ええ、結構です。

○山浦部会長 八田委員、どうぞ。

○八田委員 そもそもというか、大前提として1つだけ伺いたいんですけども、現在検討されている四半期会計基準というものの持つ意味として、いわゆる現行の財務諸表は年度決算向けの一連の企業会計原則を中心とした会計基準と、中間財務諸表の作成基準の、それぞれの基準によって処理され、公表されており、そこでの情報というものが示す意味合い、これは一応明示されていると思うんですが、四半期会計基準の場合は、どういう情報の開示というのが念頭に置かれて作業を進めておられるのか。

つまり具体的に申し上げますと、年度監査の場合には、企業会計原則をひも解くまでもなく、真実な報告だという言い方をしているわけです。そして、中間財務諸表作成基準は有用な情報。四半期会計基準はどういう表現方法の開示を考えておられるのか、教えて頂きたいと思います。

○山浦部会長 新井参考人、いかがでしょうか。

○新井参考人 では、その点につきまして、お手元の資料の3-4の5ページをご覧頂きたいと思います。

現行の中間財務諸表の有用な情報という形を念頭に置きつつ、今回、中間財務諸表よりもよりタイムリーな開示を求めている。45日以内で公認会計士等のレビュー付きでということがありますので、そういうことを念頭に置きますと、例えば今現在、まだこれはこれから委員会で議論していく予定ですが、適時という表現を盛り込んだ方がよろしいのかどうか検討しております。しかし、適時ということだけでは、投資家がミスリードする情報が開示される可能性もありますので、それをカバーするために、信頼し得るということで、少なくとも赤字が黒字になるとか、減収、減益が増収、増益にあるとか、経済的実態と乖離した情報開示は望ましくなく、企業業績の水準やトレンド情報としてミスリードしないような情報開示が必要だろうということで、有用な情報という形で考えていくのか、ここにお示ししております、適時かつ信頼し得る情報という形にするのか、今検討しております。

なお、国際会計基準を見ますと、タイムリーでリライアブルというような表現も使っているということもありまして、そういう点も念頭に置いて、この四半期会計基準の目的のところの

表現については検討している状況でございます。

○八田委員 そうしますと、多分今回の後半の方での議論になるのかもしれませんが、あるいはA S B Jの本来の役割ではないかもしれませんが、信頼し得る情報という意味は、有用な情報よりもそこで担保されてくるであろう保証の水準は低いと考えているわけですか。

○山浦部会長 いかがですか。

○新井参考人 A S B Jマターかどうかとなるとちょっと難しいところですが、個人的な見解という形で説明をさせていただきますと、先ほどご説明申し上げましたように、見積り的な要素は中間財務諸表よりも多くなるだろうと思いますし、45日以内での情報開示ということになりますと、簡便的な処理もより多く取り入れざるを得ないだろうということを踏まえて、四半期の情報のレベルが考えられると思います。

したがって、そういう点を踏まえて、保証ということになりますと実際に保証業務をされる方のご見解等もあろうかと思いますが、どの程度、将来的に、四半期財務諸表作成基準で作成されたものについてのチェックというのか、出された情報が適正なのかどうか、適正という言葉を使うと語弊があろうかと思いますが、十分に投資家に対して信頼し得る情報なのかどうかという点の関与を考えていくのかということかなと思います。

○山浦部会長 よろしいでしょうか。

恐らくこの問題は、これからこちらの方で議論することになると思いますけれども、ご意見については承りました。

どなたかほかに。久保田委員。

○久保田臨時委員 冒頭、石井委員からご説明がありましたが、ちょっと私、よく聞き取れなかった面があるので、今の議論に出ていますけれども、私自身としてはA S B Jの議論とこのレビューのあり方というのを並行して、あるいはどちらかというむしろ基準がある程度できてからこういうことを審議した方がいいのではないかというふうに思っているものですから、もう一度今後のスケジュールと、どういうステップがあるのか教えて頂ければと思います。

○石井参考人 現在のところは、論点の中で意見が分かれているところについて再度議論をしていることとして、今後の予定といたしましては、年末に論点整理を公表し、パブリックコメントを募集する手続に入る予定です。

その後は、できれば来年の春頃に、会計基準と適用指針の公開草案を公表し、再度そこでパブリックコメントを募集し、最終的には、来年の年央ぐらいに成果物として会計基準と適用指針を公表したいと、そういうふうに考えております。

○山浦部会長 ありがとうございます。

久保田委員、よろしいでしょうか。

○久保田臨時委員 はい。

○山浦部会長 どうぞ。

○黒川委員 八田委員のご質問にも関連するところですが、今回ポイントの1つになっております売上原価にかかわる修正項目、これの解釈ですが、読み方によっては年度利益をミスリードしないということになると、ある意味、今までの中間のときに考えたような予測主義的な解釈もできる。しかし、途中段階で、先ほどご意見がありましたように、期末までに解消されるだとか、そういうようなものであれば、よりこういうことを配慮した方が信頼できる情報であると。こういうような解釈もこの修正項目については言えるわけですね。

そこで、ASBJの方は多分実績主義だと言ったからには、後の方の解釈でいかれているんだろうと私は推測するわけでありすけれども、そこでまたリステートメントのところに戻りますけれども、私の質問がごちゃごちゃしていて、わかりにくかったかもしれないんですが、後半になって、期末付近で、何か怪しいような修正というようなものはあり得ると思っているんですよ。そこをもし仮に第1四半期からどうであったのかというふうにリステートすれば、そこを防ぐ余地は少しは効果があるのではないかと考えているわけです。

そこで本来、この適時かつ信頼し得ると、適時の方に重きを置くのかどうかということですが、信頼し得るところであれば、やはりリステートメントのところも少々コストもかかっても、何とか前向きに検討すべき余地はあるのではないかと考えているわけですが、意見というか、意見かもしれませぬね。何かあればASBJの方でも答えて頂ければ結構ですけれども。

○山浦部会長 可能な範囲で結構でございます。

○新井参考人 では、今のお話の中で、前半のお話についてですが、今回売上原価のところについて、2点ほど四半期特有の会計処理を検討しているわけですが、その位置づけとしては、実績主義の例外というイメージで考えております。

海外の基準でも、先ほどちょっと申し上げましたカナダにおいても実績主義の例外ということで、その2点を挙げているということでございます。今、黒川委員からのご説明の中での、後者の考え方がうまく整合性が取れるかどうかという点もまた戻って検討してみたいと思います。ただ、現状は、今申し上げましたようなことで考えております。

○山浦部会長 ありがとうございます。

恐らくまだディスクロージャー関連のこのASBJの作業、これから続くと思いますし、今ご議論頂いているようないろいろなご質問なりご意見なり、これはまたこれから投げかけていく必要があると思うんですけれども、時間も限られておりますので、次のこちらの方の課題に入らせて頂きたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

どうも、ASBJからの参考人の方、ありがとうございました。

続きまして、四半期レビューのあり方を今後検討していくに当たりましての留意点につきまして、ご議論頂きたいと思います。最初に事務局から説明をお願いします。

○野村企業会計調整官 それでは、事務局の方からお手元にお配りしております資料4に基づきまして、四半期レビューのあり方を検討していくに当たっての留意点（案）につきましてご説明をさせて頂きたいと思います。

留意点（案）につきましては、レビューの目的と四半期財務諸表の信頼性を確保するための方策の2つの点を挙げさせて頂いております。

まず、1点目のレビューの目的ですが、開示会社が証券取引法に基づいて提出する貸借対照表、損益計算書、その他の財務計算に関する書類は、公認会計士または監査法人の監査証明を受けなければならないと証券取引法の193条の2で規定されているところでして、注書きにもございますが、公認会計士法においても、「財務書類の監査又は証明をすること」が公認会計士の業務とされているところです。

こうした法律の枠組みの下で、四半期開示の適時性、それから迅速性の要請を踏まえながら、同時に四半期財務諸表に係る監査証明業務、レビューというふうと呼ばせて頂いておりますが、その信頼性を確保していくことが必要ではないかということです。

以上を踏まえまして、下記の点についてどのように考えるかという点です。

1点目は、レビューは何を保証するかということですが、「真実かつ公正な概観」に関する保証とするか、あるいは「会計基準の準拠性」に関する保証とするかという点です。

その下に参考として書かせて頂いておりますが、前々回の部会で、委員の方からご紹介がございました国際レビュー基準と米国レビュー基準を参考に掲げて頂いているところでして、国際レビュー基準の方ではこの点に関しまして、適用可能な会計基準に従って、真実かつ公正な概観を与えていない、あるいは適正に表示していないと監査人に信じさせる何か気づいたか否かについての結論の表明ということで、その上で言うておりますところの「真実かつ公正な概観」という点に着目しているところです。

それから、米国レビュー基準の方は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠するのに

必要な何らかの重要な修正事項に気づいたか否かについての記載ということで、(1)の会計基準への準拠性に関して保証するという位置づけになっているところです。

それから、2点目ですが、仮に(1)の保証をについて「真実かつ公正な概観」に関する保証とした場合に、レビューは現在の中間監査のような「有用性」に関する保証とするのか、あるいは年度監査のような「適正性」に関する保証とするのということです。

また、この点について、先ほど来ご議論がございますが、会計基準におけるいわゆる「実績主義」及び「予測主義」との関係をどのように考えるかということです。

参考のところに書かせて頂いておりますが、中間監査基準は企業の間接会計期間に係る財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかの意見の表明ということで、中間監査基準は有用性に関する保証ということになっているところです。

それから、1ページおめくり頂きまして、2つ目の留意点ということで、四半期財務諸表の信頼性を確保するための方策ということでして、四半期財務諸表の信頼性を確保していくために、レビューの導入に当たりまして、以下の方策が考えられるがどうかということでございまして、6点ほど挙げさせて頂いております。

まず、1点目は、レビューは年度監査と一体のものとして、同一監査人によって実施することといたしまして、年度監査において、特段の着眼点等があった場合には、その後のレビューの段階で改めて確認を求めること等を明確化してはどうかといった点です。

カッコの中ですけれども、その結果、レビューと年度監査の一体的な実施によって、いわゆる常駐監査に近いものとなりまして、監査人による不正等の発見の機会が増加することが期待されるのではないかと。また、同一人がやることによりまして、効率的、効果的なレビュー等を実施することにつながるによりまして、コストの削減等も期待できるのではないかとといった点が挙げられております。

参考ですが、国際レビュー基準、米国レビュー基準におきましても同様の規定となっているところでして、レビューを実施する監査人は、通常、年次財務諸表の監査にも携わりますし、年度監査のための監査手続がレビュー期間中にも実施されることがあります。また、以前の監査またはレビューの際に発見された修正事項の影響をも検討するという形になっているところです。

それから、2点目ですが、レビュー手続は四半期終了後のみならず、四半期中を通じて実施されるべきことを明確化してはどうかという点です。

参考ですが、国際レビュー基準、米国基準も同様な形となっております、ただし、表現が、国際レビュー基準の場合には、四半期財務諸表を作成する前にまたは同時に、レビュー手続の多くを実施するかもしれないという表現になっているところですし、米国のレビュー基準は、レビュー手続の多くは、四半期財務諸表の作成前、または同時に実施することができるという規定になっているところです。

それから、3点目ですが、レビューにおいては、通常、企業への質問や分析的手続が中心的な手続となっているところであり、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす可能性を監査人が把握した場合には、直接確認等の実証的な手続を実施することとしてはどうかということです。

分析的な手続については、括弧の中に書かせて頂いておりますが、セグメント別、勘定別、過年度の数値の比較など当該企業の財務情報の分析を通して、財務情報の適正性を検証する手続というふうになっているところがございますが、分析的な手続が中心となりますけれども、重要な虚偽表示をもたらす可能性を監査人が把握した場合には実証的な手続を実施することとしてはどうかという点です。

この点につきましては、国際レビュー基準・米国レビュー基準におきましても同様の規定になっておりまして、通常は、質問、分析的な手続及びその他のレビュー手続に限定されておりますけれども、四半期財務諸表が適用可能な会計基準に従って作成されるように、重要な調整が必要との疑問が生じる場合には、追加的な質問または他の手続を実施しなければならないというふうになっているところです。

1 ページおめくりを頂きまして、4点目ですが、不正等の端緒を発見できるよう、業種の特性等を踏まえて分析的な手続の高度化を図ってはどうかという点です。この点に関しましては、国際レビュー基準の方ではレビュー基準の付録ということで、分析的な手続の一般的な例が示されているところです。それから、米国基準の方では、一般的な手続の例示のほかに、業種の特性等を踏まえた分析的な手続の例が示されているところです。

参考までに、我が国におきましては、公認会計士協会の実務指針の中でほぼ国際レビュー基準と同様の一般的な例が記載されているというふうに承知しているところです。

それから、5点目ですが、レビューにおいても企業の存続可能性に関する継続企業の前提についての確認、いわゆるゴーイング・コンサーンについての確認や不正等の端緒を発見できるよう、経営者とのディスカッション等を求めているかどうかという点です。

参考ですが、国際レビュー基準、米国レビュー基準とも継続企業として事業継続する企業の能力の評価を変更したか等について、経営者に質問するとともに、開示の適切性についての検

討を行うというふうにされているところです。

それから、6点目ですが、レビューにおいてもレビューの質を合理的に確保するために、監査事務所に対して、新たに設定されました監査に関する品質管理基準に従った品質管理システムの整備、運用を求めるとともに、監査実施者にもそのシステムに従ったレビューを求めているかどうかという点です。この点については、国際基準、国際レビュー基準、米国レビュー基準等におきましても、レビューに関して品質管理に関する基準というのが明定されているところであり、それぞれの基準の中で品質管理について規定されているところです。

以上、四半期レビューのあり方を検討していくに当たっての留意点（案）につきまして、ご説明させて頂きました。

○山浦部会長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました四半期レビューを検討していくに当たっての留意点等につきまして、皆様からご意見等頂きたいと存じます。

どなたからでも結構でございます。

友永委員。

○友永委員 非常にたくさんお伺いしたい点があるんですが、まず初めの方から、まず第一のレビューの目的のところ、レビューも公認会計士法にいう第2条第1項業務だということのスタンスでやっていたらという事で、これはこれでいいんですが、その四半期財務諸表にかかる監査証明業務（レビュー）という書き方をしてらっしゃいます。この監査または証明という言葉の解釈はずっと昔からありまして、一体として監査を指すのだという議論が過去にあったということで、その解釈を前の審議会の中でも、変えてもいいのではないかと。この証明の方にレビューという監査とは異なるレベルの保証業務が入ってくるという解釈もあるのではないかと議論があったと記憶しております。この第2条第1項業務の監査証明業務と通常言われるものの中でのレビューの位置づけということについて、お考えを教えてくださいということが第1点でございます。

それから、この（1）のところ、「真実かつ公正な概観」という言葉が突然出てまいりまして大変驚いたんですが、これは、国際監査基準等では「真実かつ公正な概観」を示しているという監査の意見を述べる国もありますし、それが適正に表示しているという表現の国もあり、これは全く同等だということが国際監査基準では書かれております。ここの書き方、特に2番のところの整理の仕方を読みますと、「真実かつ公正な概観」の中に、「適正性」という保証レベルと今までそれとは異なるという位置づけをしていた「有用」レベルが入っているように

思われるわけですが、日本はずっと「適正性」でやってきたわけですので、そこでこの「真実かつ公正な概観」という概念を取り入れるということにどういう意味があるのか、そこら辺のお考えをちょっと伺いたいと。

とりあえず初めの1のところについてのご質問でございます。

○池田企業開示課長 まず、この紙の性格について申し上げておいた方がいいと思うんですが、いずれにしてもこの部会で四半期レビューのあり方、そのあり方の中にはかなり、当審議会の性格からして、こういう四半期レビュー手続のかなり具体的な内容をどうしていくかというところまで踏み込んでこれから議論をしていくわけで、その際には事務局の方で、そうした具体的な手続について議論を頂けるように、たたき台をつくり、提示をさせて頂くわけですが、その作業をしていくに当たって、大づかみなどをどんなイメージで、たたき台をおつくりしていったらいいかという、事務局の心づもりを固めていくというような意味合いもあって、まずこういった大づかみのところで議論して頂いた方がいいだろうということでこの紙を出させて頂いているので、一語一句詰めていくのは恐らくこういう議論をした後、まさにもっと具体的なものを議論していくという段階の話なんだろうと。そういう前提で、まず考えて頂く必要があるんだろうと思います。

その上で、今ご質問のあった2つの点ですが、まず第1の点については、解釈論については、法律で証券取引法と公認会計士法と2つあるわけです。これは厳然として法律として存在をしていて、これは行政なりあるいは当審議会も金融庁の中の委員会ということですから、この法律と整合的な形で物事を進めなければいけないということは前提としてあるので、私どもからすれば、まさにこの審議会でご議論頂くことが、この法律の枠に入っているかどうか確認しながら事務局は作業を進めていく必要があるし、必要があれば、これは政府部内で解釈についても統一を図っていかなければいけないというようなことが並行してあるんだろうと思います。

そのときに、今、友永先生からあったように、確かに公認会計士法は、「監査又は証明」と書いてありますが、証券取引法は一語で「監査証明」と書いてあるので、監査ではないけれども証明で読めるんだということで、公認会計士法は乗り越えられるかもしれませんが、証券取引法は果たしてどうかというのが、現時点での直感、私どもの解釈論としての直感ではありますけれども、いずれにしても最終的にこの法律の中で読めるようにはしなくては行けないと。一方で、この審議会のご議論も踏まえながら、必要な解釈の詰めがあれば、そういうことを政府部内でもしていく必要があるということかなと思います。

それから、後ろについては、ちょっとメモの作り方が悪かったかもしれませんが、ここでご議論頂きたかったポイントは、(1)の方は、「真実かつ公正な概観」というか「適正性」と呼ぶか、ちょっとその言葉はいろいろ各国であるとしても、何かそういうたぐいの保証とするか、米国のように基準に準拠しているというだけのものに留めるのか。準拠した結果どうなっているということまでを求めるのかということでご理解頂きたいと思います。

それで、(2)はまさにそういう会計基準の準拠性に留まらないとしたときに、その先にあるゴールを「有用性」と考えるのか「適正性」と考えるのか、あるいはほかのものもあり得るのかかもしれませんが、そのあたりについてご議論頂きたいと。それで、この用語を用いる際には、前々回の部会の際に、実績主義、予測主義との関係についても問題提起がありましたので、あわせてここで定義をさせて頂いたということをございます。

○山浦部会長 友永委員、よろしいですか。

○友永委員 はい。

○山浦部会長 加藤委員、どうぞ。

○加藤臨時委員 私も最初のこの1の方についてなんですが、2つあるんですが、1つはやはり先ほど友永委員の方から出た、この監査証明業務(レビュー)という表現なんですが、今ご説明ありましたように、これは証券取引法との関係で、こういう監査証明業務という言葉が使われていると思うんですが、これはただ単に私どもがここでの審議の資料ということであればこれでよろしいと思うんですが、これが外部に出たときに、四半期財務諸表にかかる監査証明業務(レビュー)といったときに、レビューには監査という業務も入っているというふうにとられるような気がするので、今後の書類の作り方にもよるんだと思うんですが、配慮しなければいけないと思うんですが、私どもがこのレビューの手続について検討するときの基礎になるのは、やはり企業会計審議会から出ました保証業務の概念的枠組みに関する意見書、いわゆるフレームワークだと思うんですね。その中では、保証業務を2つに分けて、従来の保証業務と限定的保証業務というくくりをしていて、レビューのことは限定的保証業務というふうに呼んでいるということもありますので、この辺との兼ね合いも考えた表現もあるのかなという気が1つしました。

それから、もう1つは(1)の方なんですが、これには1番のいわゆる国際監査基準型のいわゆる適正性に関してのネガティブアシュアランスのやり方と、2番目の米国型のこの手続準拠性についてのネガティブアシュアランスと、この2つが対比されてこれから検討していくと思うんですが、これについても例の概念的枠組みと照らし合わせたときに、このどちらが概念

的枠組みが想定しているのかということをおもって考えてみたんですが、この概念的枠組みのフレームワークのこの保証業務の分類というところを見ますと、これはどちらかというとアメリカ型の手続準拠性のことを言っているんですね。

ここをおもってかいつまんで読みますと、この財務諸表を一定の作成基準に従って作成しているかどうかについて、業務実施者がみずから入手した証拠に基づき判断した結果を、財務情報が当該作成基準に従って作成されていないと認められる事項が発見されなかったとの消極的形式によって結論を報告するというものですから、この分類、いわゆる定義の方からいくと、どうもこの限定的保証業務というのはアメリカ型を指しているような気がするんですね。

ところが、後ろの方のこの同じ概念的フレームワークの結論の報告というところを読みますと、ここには限定的保証業務の保証報告書の意見の述べ方が書いてあるんですが、ここでは消極的形式によって結論を報告する。その場合、すべての重要な点において、一定の基準に照らして適正性や有効性等がないと考えられるような事項が発見されなかったかどうかを報告するというので、こちらを読むと、どうも国際監査基準型の適正性に対するネガティブアシュアランスというようにもとれるんですね。

ですからどうも、これは解釈かもしれませんが、概念的枠組みの前の方と後ろの方とは、アメリカ型と国際監査基準型と両方とれるような気がするんですけども、この辺を今後どういうふうに、こちらとの関係を考えながら審議していくのかということが必要になるのではないかなという気がするんですけども。

○池田企業開示課長 今、お話があった点の前の方の点なんですけれども、こういう書き方をすることが、外に出たときには誤解が生じるというお話だったんですけども、保証業務の概念整理との関係でどう整理されるかというのは、今ご指摘があったように考えていく必要があると思います。

繰り返しになりますけれども、法律では証券取引法に基づいて出てくる財務書類というものには、監査証明を受けなければならないということが規定をされていて、公認会計士法における公認会計士の業務もそれを基本に規定がされているという状況なので、ここでおもいう四半期財務諸表に係る監査証明業務というものにレビューが当たらないということだということになった瞬間に、これは法律との抵触が出てくると申し上げざるを得ないと思うので、そういう意味で、やや法律と概念整理とかの間に、この用語の使い方に必ずしも同一でない部分があるんだということだと思えますけれども、よって、この監査という言葉がどの概念に基づく言葉かということがあるんですけども、法律に従って行政を行うという立場からすると、レビューは

監査証明業務に当たらないんだということになると、その瞬間に法律との抵触の問題が生じるということだろうと思うので、監査という言葉をどういうコンテキストで使っているかということ吟味をしていくということしかないのかなというふうに思います。

後者の方は、もし、お答え頂ければと思います。

○山浦部会長 恐らくご質問の箇所については、これからいろいろ議論をしていかななくてはならないことだと思うんです。

それから、もう1つは、今、池田課長の方でご指摘があったところについても、もしかしたら審議会としての意見も出せるかもわかりませんし、そのあたりちょっと少し柔軟に対応していきたいと私自身は思っております。

あわせて、後者の保証業務の概念的枠組みの意見書との若干不整合があるという、ご指摘のところはよくわかります。ただ、先般、6月末に国際監査保証業務基準審議会の方で出しました国際基準では、年度監査を行う監査人がこのレビューに相当するもの、これを実施したときには、通常の単発的な監査人ではない、年度監査人ではない人がその契約を請け負ってレビューをするというそういう場合よりも、もっと企業の状況についてよく知った上で、ディスクロージャーについてもよく知った上で、レビューができると。そういった枠組みになっておりますね。

その上で、6月に出されました国際基準では、実は、トルー・アンド・フェアビュー、つまりここで言います「真実かつ公正な概観」に抵触するような事実が見当たらなかったとか、あるいはこれは国際基準では、先ほど友永委員もご指摘あったように、適正表示という言葉で、どちらを使ってもよろしいと。こういうふうになっておりますので、適正でない認められる事項については何も見当たらなかったと。こういった意見を出すと。これが加藤委員がご指摘のネガティブアシュアランスという仕組みですね。

その保証業務の概念的枠組みについて、審議会に出したものについては、要するに情報との交流、読めるようにしているというか、というのは、基本的には保証業務の概念的枠組みというのは、年度監査人がレビューをする場合も、それからそうでない場合も、両方とも含んで非常に幅広い対象を扱っているんですね。そういった意味で、ちょっとそこを特定できなかったという議論が1つあるんですね。

ちょっとその意味で、今後こちらの方で、年度監査人が年度監査をする中で、この四半期情報についてレビューをする。こういう仕組みのもとでの基準をつくるということで、最終的には意見については国際基準に沿ったものにするか、あるいは米国基準に沿ったものにするか、

この留意点というここにありますように、両方のあり方はあると思うんですね。このあたりも今後議論をしていければいいと思います。

ただ、加藤委員のご指摘のところは、要するにここでの論点の一番のポイントだと思いますので、これについても今後検討したいと思います。

どうぞ。

○加藤臨時委員 もう1つ、今のに関してなんですが、概念的フレームワークとの関係を考えながら今後審議するということのほかに、要するに1番、国際監査基準型をとるか、2番をとるかというのは、なかなかこういうふうにこれだけを見ていて、どっちがいいかと決めづらいのは、先ほど八田委員の方からお話があったように、四半期財務諸表のつくる目的がどういうところにあるのかということのほかに、何を開示して、何をレビュー報告の対象にするのかということもないと、なかなかどちらの意見の述べ方がいいのかというのが決めかねる。というのは、国際監査基準型は、どちらかという財務諸表全体として適正でないというような、要は財務諸表全体をとらえているわけです。レビュー報告書を見ても、ここに貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書と全部出てきている。これが全体として適正でないというような消極意見を述べている。

片やアメリカ型は、どちらかというともう少し個別の会計基準に従っていないというような意見の述べ方をしていますので、ですから対象になる財務諸表がどういう目的でつくられるのかということとか、どういうものがレビューの対象になるのかとか、レビュー報告書には何を入れるのかということが総体的にないと、なかなかここは難しいかなという気はするんです。

○山浦部会長 ご指摘のとおりでありまして、その意味でも、ASBJの方から今日はディスクロージャーについての審議の状況についてご説明頂いたわけです。

ざっくりした感じだと、やはりディスクロージャーの対象がはっきりとつかめないと、なかなか具体的にどういうレビューのあり方があるかというのはつかめないんですね。というか、逆の言うと審議がそれ以上進められないというところもあります。そういった意味で、ディスクロージャーとこちらの方の審議は、やはりかなり意見を、情報を共有し合いながら進めていく必要があると思います。

その上で、国際基準の話と米国基準の話の中身、これについてご指摘があったんですけども、私自身、国際基準の設定の会議に出ておりまして、国際基準ですので、具体的なディスクロージャーの基準というのは、やはり国際的に統一されたものがあるわけではなくて、各国それぞれなんですね。別々なので、それでそういったものを最大公数的な基準をつくるという性

質がありますので、国際基準の場合は、具体的なディスクロージャーの基準というのは念頭に置いて議論をしているわけではないんですね。ただ、監査人がレビュー業務をするときに、基本的にはどんな情報であれ、それが一定の基準に従って、真実かつ公正、あるいはまた適正表示をしているということについて、該当しないところは見当たらないと。こういった表現でもって、レビュー意見を出しますよという、その枠組みだけを示しているわけですね。当然、米国の委員も出ていますので、米国委員の方からしますと、米国基準では、おっしゃるように、特定のディスクロージャーの基準に従っているかどうかと。その範囲内で意見を述べて、いわゆる総合意見、個別意見と昔言っていましたけれども、その総合意見に相当するものを述べないと。

このあたり、国際基準を受けて米国基準はどう変わるかとわかりませんが、ただ、仕組みとしては、ここに違いがあるというふうには思えないというか、仕組みとして米国基準的に、この基準に従っているかどうかと。その最終的な意見として国際基準的な表現をすると。こういうプロセスではないかと思うんですね。

ですから、こちらの方の審議の中で、こういった意見の表明のあり方をとるかというのは、今後議論していけばいいのではないかと考えています。

岸田委員、どうぞ。

○岸田臨時委員 先ほどの監査証明の話ですけれども、多分、友永委員と加藤委員がおっしゃったのは、公認会計士法の2条の規定では、監査と証明と分けて規定してはいますが、それは恐らく会計士の独占業務ということで監査ということを書いているんだと思うんですが、証券取引法193条の監査証明というのは、これは今日はちょっと六法を持ってきていませんけれども、17条とか21条、22条で、監査証明をしたものは、一見、不実の情報開示について監査証明をした場合は責任を負うと。その場合の監査証明と同じような意味だろうと思いますので、多分池田課長がおっしゃったのは、名前が監査であろうが、それがレビューであろうが、とにかくそれは虚偽のものを虚偽ではないと見逃した場合には、証券取引法上の責任が及ぶ。そういう意味での監査証明というふうにおっしゃったのではないかと思います。

もちろん、レビューとその監査について、これから議論があると思いますが、保証水準とか責任の程度が違っても、証券取引法上のやっぱりその責任とかかわらないと、あまり議論が繋がらないということだと思ってしまうので、ちょっとその点、池田課長、ご確認させて頂きたいんですけども。

○池田企業開示課長 ちょっときちんと頭の整理をして、今お答えできるかどうかわかりませ

んけれども、今、岸田先生おっしゃったように、確かに193条の2というのは、こうしなければならぬということがあって、当然その証券取引法全体の体系としては、そこで虚偽の証明等があった場合には、民事の責任等の規定と連動しているというのはそのとおりでありますので、そこは監査証明の中身がどういうものであれ、法律上はそこで問題があれば民事の責任が問われるというのは、先生がおっしゃるとおりだろうと思います。

いずれにしても、この辺の法律の場合には、冒頭申し上げましたように、この審議会での議論を一方でフォローしながら、固めていくものは固めていきたいというふうに考えています。

○山浦部会長 よろしいでしょうか。

○岸田臨時委員 はい。

○山浦部会長 今の岸田委員のご質問、ご意見というか、ちょっと私の方から法律論的に伺いたいのは、今先生の方で指摘のところは、監査証明業務で、そのあり方というのは幾つかある。いずれにしても監査人がかかわる監査証明業務をするときに、証取法というのは、要するに虚偽の証明といいたいまいしょうか、それをしたときに、罰則というか責任が問われると。ただし、そのときに監査証明のあり方として責任の程度があると。例えば、監査とレビューでは責任の程度が違ってくるかもわからない。そういったことまで含めたご意見だったのでしょうか。

○岸田臨時委員 監査証明という言葉は、193条の2以外で、17条か22条で、有価証券報告書とか有価証券届出書に虚偽が記載してあった場合の責任の根拠として言っているわけですが、その場合に、公認会計士、監査法人は、財務諸表について監査証明をしたことについてだけ責任をとる。例えば、有価証券報告書というのはいろいろと書いてあるわけですから、その中の一部の財務諸表についてだけ責任を負うという意味で、狭く限定して書いていますので、恐らくそれと同じような意味で全体として使われているのではないかということです。つまり公認会計士法でいう監査というのは、公認会計士が独占するという意味で使っているのであって、証券取引法上の監査というのは、やっぱり自分が証明したことについて責任を負うと。だから、それを監査と呼ぶかあるいはレビューと言うかはこれから議論があると思うんですけども、とにかく私が申し上げたかったのは、193条の2とそれからほかの有価証券報告書等の虚偽記載と結びついていますので、あくまでも公認会計士の責任が生ずる場合は、監査証明したことだと。その中に監査をどう入れるかというのはまた別問題だろうということ、そういうことを申し上げた。

○池田企業開示課長 今、岸田先生がおっしゃったことはよくわかるので、その193条の2だけを見るのではなくて、証取法全体の他の規定も含めて総合的に考える必要があるというのは

そのとおりだろうと思いますので、我々ももう少し詰めてみたいと思いますけれども、同時に193条の2という規定があること自体、それはもちろん民事責任とかにつながるという要素もあるわけですが、同時に193条の2という規定自体が、そもそもあることの意味は、監査証明というものを受けなさいとだけを行っているわけではなくて、趣旨は恐らく証券取引法に基づいて提出される財務書類の信頼性を一定水準のものに保つという趣旨で監査証明を求めていると解するんでしょうから、したがって、この193条の2で述べている監査証明というのが、先般来、保証水準を下げる上げるの議論がありますけれども、もし下げるという議論になったときに、法律のこの193条の2が求めている監査証明というもので求めている信頼水準より下がることになると、それは193条の2の監査証明で読めるのかという議論になってくるといふ余地はあるんだろうと思います。

ですから、そこは言葉の問題もあるし、あとは信頼性の水準としてやはりその193条の2で監査証明を求めているという趣旨に合う形で、答えを出していく必要があるということはあるんだろうと思います。

○山浦部会長 友永委員、どうぞ。

○友永委員 先ほどのASBJの方のご報告との関係で確認したいんですが、公開会社については全部四半期財務諸表に置き換わる。中間も含めて、という体系で審議をしていらっしゃるということなんですが、そういたしますと、公認会計士の方の監査とか中間監査とかレビューという問題は、公開会社についての財務諸表が全部この四半期会計基準にのっとって作成されてくるということになると、四半期財務諸表に関するレビューというのが中間にもそういった保証形式になるのかどうかという点についてちょっとお教え頂きたいと思います。

○池田企業開示課長 その点についての正確なお答えは、四半期財務諸表という制度がつくられていったときに、第2四半期、特に現在の半期報告の扱いがどうなるかというのは、最終的には法律事項になってくる問題だと思います。そのこと自体については、現在金融審議会の方でもその制度の問題として検討していくということになっておりますし、最終的にはそういうものを踏まえて、立法府等の中で立法がどのような形で行われるのか行われぬのかということにかかわってくるので、現時点で確定的なことは申し上げられないというのが正確な答えだと思います。

その上で、先ほどASBJの方からおっしゃられたのは、金融審議会のディスクロージャー・ワーキング・グループが今年の夏に出した1つの考え方は、先ほどありましたように、上場会社について四半期財務諸表を義務づけると。そのときに半期報告を統合することも検討す

るということが示されていて、裏を返すと、逆に現在非上場会社でも開示をしておられる会社がありますから、そうしたところについては必ずしも四半期財務諸表、少なくとも当初からは求めないということが逆から読めば読めることなので、少なくとも当初においては、その2つの体系が存在し得るということを前提にそんな議論があるんだろうと思います。

以前の部会でもお話をしたかとは思いますが、この監査部会で、ではどういうことを前提に議論していくのかということ、これは最終的には制度の姿がどうなるかによるわけですが、一応の作業のとっかかりとしては、ASBJの方で念頭に置かれているような姿を念頭に考えていってはどうかと。仮に四半期報告に半期報告が統合されるという姿になったときに、それでもうしっかりとした四半期財務諸表の信頼性を確保して、同時にその迅速性にも配慮していくという中で、どういうやり方があるかをご審議頂ければというふうに考えているところです。

○山浦部会長 関委員、どうぞ。

○関委員 今日、ざっくりした議論だということで、経営の立場からの感じ方のようなものを少しお話ししておいた方がいいかなと思って発言に及んでいるんですが、ディスクロージャーというのは、私はやっぱり経営実態というか、経営者が自ら経営をやっていく、そのことをきちんと適時開示をして、そしてその適時開示をすることで市場にコミットをして、またそれを経営管理に反映させていくこと、つまり経営者が外に言うことと内に言うことが全く一緒だということが一番重要なことではないかなと私はかねがねずっと思っているんです。

そう考えますと、経営の管理との結びつきということで言うと、また財務報告の信頼性という観点で言うと、経営として計画をつくり、そして予算をつくり、実績を把握してPDCAを回すというか、そういう実質的な管理サイクルがきちんと回って、その中で財務報告の財務数値の信頼性というものが担保され、それをディスクローズする。あるいはディスクローズすることによって、経営管理を強化していく。こういうことなのではないのかなというふうに私はずっと考えておるんです。

そういうふうに考えますと、四半期というものをどう考えますかと。私は四半期のことをディスクローズすることについては何の異論もないんですけれども、その産業やあるいは会社によっては、実質的なそういう経営管理のサイクル、これが年度であったり、特に受注産業の場合は多分そうだと思いますが、年度であったり、あるいは半期であったりするケースも結構多いと思います。予算を四半期でつくって、本当に四半期の実績を固めていく、こういう産業も私はかなりたくさんあるのではないかと思いますけれども、そういうところは全く問題になら

ないんですけども、予算期間がむしろ半期だとか年間でやっている、経営の実態から言って、むしろ四半期はやめて、半期にしたり年度にしたりしているということもあるわけです。経営の実態から見ると。そういうところの産業や会社というのは、四半期というのは、やっぱり実績、途中経過、多くの見積もりを含んだ途中経過でしかないというケースもかなりあるんだと思うんですね。

そういうふうに考えると、先ほどの議論とうまく合うかどうかわかりませんが、監査、あるいはレビューというのは、少なくともここに書いてあるように、経営成績に関する有用な情報ということに果たして四半期というのはなるのかなという疑問が出てきます。もちろん、会計基準にきちんと準拠して、適正に会計が処理されているのかというようなことは当然監査の対象で、レビューの対象になるにしても、それはもうそうだということにしても、さらに一歩進めて、この有用性に関する保証というところまで広げられるのかなというのが、私なんかの経営や経営管理に携わっている人間から言うと、ちょっと四半期というのはやっぱり違うんですね。その辺をどういうふうに判断し、考えて頂くのか。

実績をディスクローズするというのは、いいですよ。これはもう適正な、当然会計基準に基づかなければいけないわけでありまして、そのことには全く異論はないんですが、そのこと以上に何かを求めるとというのが、非常にやっぱり無理な、そういう無理でないところもたくさんあると思うんですけども、無理な場面というのはないのかなと、そういう実感を持つということ、今日はざっくりしたお話だということで、ちょっとお話ししておきたいと思います。○山浦部会長 恐らく、意見の最終的な監査人の結論の出し方の、そういった問題も関係する点ではないかと思しますので、これは今後の議論でも十分検討対象になると思います。ありがとうございました。

八田委員、どうぞ。

○八田委員 先ほど、加藤委員からもお話が出ましたけれども、この1枚目のところで、検討のメインテーマの用語として前回も出たと思われ、**「真実かつ公正な概観」**という国際視点での用語が登場しているのですが、1つ教えて頂きたいのは、私の知る限り、この**「真実かつ公正な概観」**という考えは、多分部会長が一番お詳しいんだと思いますが、英国における会社法の中で出てきた用語だということで、基本的には米国との対立の中での議論だということ、つまり、日本では学問上の対象にはなっていましたけれども、実務的には全く等閑視されている状況だと思うんですね。

もっと怖いのは、この**「公正な」**というのはご案内のように**「フェア」**という言葉で**「公**

正」と訳しているのであって、「適正性」これもフェアという用語であって、この日本語だけで比較すると、何か違う概念かのように戸惑ってしまいます。それもありますが、米国ではもう当然のようにずっと適正という言葉で年度監査をベースにしてやっていますが、これも70年代の後半の例のコーエン委員会報告書では、これも非常に曖昧な用語であるから削除すべきであって、監査人は何らかの価値判断を表明すべきではないという議論もあったと思います。

そこで、今回教えて頂きたいのは、これは非常に荒唐無稽な議論かもしれませんが、会計監査の世界的な地図を見たときに、やはりアメリカとEUという、この二極対立があるのではないかということです。

そうすると、国際会計基準は明らかにEUといいいますか、ヨーロッパの中での議論が中心ではないかという気がします。ただ、IAASBはIFACの中のものですから、必ずしも言えないのかもしれませんが、こういった形で、国際レビュー基準の中に出てきているということは、そういった英国というかEUの影響があって、この言葉が出てきたのか。全くそれとは関係なくて、もっと純粋に理論的な背景があって出てきたのか。おわりの範囲で、先生がお出になっているというふうにご了解しますので、教えて頂きたいということ。

それと、実務的にはこれは恐らく同義語であろうというふうな取り扱いになりますが、もしも我が国でもこの辺をもう少し吟味するというならば、これは非常に重要なキーワードといたしますか、重要な概念ですから、そんなに簡単な議論ではないと思うんですね。その辺のところを少し教えて頂きたいと思います。

○山浦部会長 前半については、私の方でお答えできると思います。後半は、ちょっとこちらの方でペーパーは事務局の方でつくりましたので。

前半については、トゥルー・アンド・フェアビューとそれからフェア・プレゼンテーション、この概念の要するに意見としての使い方ですね。これは、今ご指摘のように、もともとトゥルー・アンド・フェアビューというのは、イギリスの会社法から生まれてきたもので、それがいつのまにか監査報告書の結論の部分に定着したと。

国際会計士連盟の方も、委員構成とかそういうのもありますけれども、国際会計基準と同じように、どちらかというといギリス主導で最初生まれて、そして広がっていったと。こういったことがありまして、フェア・プレゼンテーションとトゥルー・アンド・フェアビューの概念的な使い分けというのは、ずっと並行してこれまで来ているんですね。

そのうち米国基準とそれから国際基準との整合性という議論が急速に高まって、今のコンバージェンスの世界でいわば力関係がなかなか拮抗して、いわば実務的に同じに見るといって、い

わば一種の解釈ですね。でも、実際にそれが本当の意味で同じなのかという点、これはそういう解釈をしているというだけの話で、何も検証されているわけではない。また、恐らく検証できないと思います。

その意味で、我が国では、ちょっとさっき加藤委員がご指摘のように、適正という意見表明をずっと続けてきている。この段階で「真実かつ公正な概観」という言葉をあえてご指摘というか、入れること自体についてはちょっと私自身も若干の違和感を感じております。

ただ、恐らく国際的な議論のレベルではこういった議論がなされていますということたたき台として指摘されたりということではないかと思っておりますので、その程度のことで理解しておけばいいのではないかと考えております。

ただ、このトゥルー・アンド・フェアビューという言葉は今まで我が国の制度上1回も使っていませんし、それから、もちろん監査基準等でも使っておりませんし、このあたりをあえてお使いになった理由というのについては、むしろ事務局の方がご説明つくのではないかと。恐らく国際的な議論の動向でこういった言葉が使われていますという程度ではないかと思うんですけれども。

何かありますか。

○池田企業開示課長 先ほど、友永先生のご質問に関連してお答えしたのと同じでありまして、ここでこの「真実かつ公正な概観」という言葉を使ったのは、必ずしも適切ではないかと思っておりますが、ご説明したかったのは、会計基準への準拠性ということにとどめるのか、その先の、先ほどの部会長の話では、総合意見的なものまで書くのかということ。（2）の方で、総合的意見みたいなものを書くといったときに、「適正性」という言葉が一方で、現行制度はあり、「有用性」という言葉があり、場合によっては、ほかの考え方もあるのかもしれませんが、その辺をどう考えるのかということ、これは当然今後詰めていく話であるんですけれども、ちょっとこの段階で一度委員の先生方のお話を伺いたかったという趣旨の紙でございます。

○山浦部会長 そろそろ終了予定の時間になりました。

また、ご意見につきましては、多々おありかと存じますけれども、本日の意見交換はそろそろ終了させて頂きたいと存じます。

次回以降の部会では、本日ちょうだいいたしました意見等を踏まえまして、四半期レビュー手続の具体的なあり方についての案を用意させて頂きまして、さらに議論を深めていきたいと思っております。

次回の部会の日程につきましては、事務局から改めてご連絡させていただきます。

それでは、これで閉会いたします。

本日は、お忙しい中、ご参集頂きまして誠にありがとうございました。

午後12時00分 閉会